

長野県松本平広域公園 指定管理者募集要項

**令和5年8月
長野県建設部都市・まちづくり課**

長野県松本平広域公園指定管理者募集要項 目次

第1 趣旨	1
第2 施設の概要	
1 名称及び所在地	1
2 設置目的	1
3 施設の規模等	1
第3 管理の基本的内容	
1 指定管理者が行う業務の範囲	1
2 指定期間	1
3 利用料金	2
4 指定管理料	2
5 剰余金の取扱い	2
6 管理の基準等	2
7 関係法令等の遵守	3
第4 申請の手続	
1 申請の資格	3
2 グループによる申請	3
3 申請方法	3
4 提出期間	3
5 提出書類	4
6 事業計画書の記載内容	4
7 指定管理料について	4
8 留意事項	5
第5 指定管理者の候補者の選定	
1 選定方法	6
2 選定基準	6
3 選定結果	7
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	
1 指定管理者の指定	7
2 協定の締結	7
3 その他	8
第7 その他	
1 説明会の実施	8
2 資料の閲覧	8
3 質問事項の受付	8
4 連絡先及び申請書等提出先	9
5 スケジュール	9

様式 1－1	指定管理者指定申請書
様式 1－2	グループ構成員表
様式 2	事業計画書
付表 1	業務委託調書
付表 2	収支計画書
付表 2－1	収支計画書支出区分 職員給料、賃金の積算根拠
付表 3	職員配置と責任体制
様式 3	法人等の概要
様式 4	誓約書
様式 5	説明会参加申込書
様式 6	質問書

参考資料 基本協定書（案）

第1 趣 旨

この長野県松本平広域公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）は、長野県松本平広域公園（以下「本公園」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長野県都市公園条例（昭和 41 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定により、指定管理者の募集を行うため、必要な手続き等を定めたものです。

なお、この募集要項において、「県」とは、長野県松本建設事務所をいいます。

第2 施設の概要

本公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の規定に基づく都市公園です。その概要は次のとおりです。なお、詳細については、長野県松本平広域公園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によってください。

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県松本平広域公園	松本市 塩尻市

2 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ、レクリエーション及び文化活動などの場を提供するため、都市公園法及び条例の規定に基づき設置されたものです。

3 施設の規模等

面 積	141.6 ha
種 別	広域公園
開園年月	平成 6 年 4 月（一部開園） 平成 14 年 10 月（全部開園）
主な施設	競技スポーツゾーン：陸上競技場、補助競技場、球技場、庭球競技場、相撲競技場、体育館 みどりの交流ゾーン：総合球技場、芝生グラウンド、マレットゴルフコース ターミナルゾーン：やまびこドーム、東管理棟 ファミリースポーツゾーン：南管理棟、ランニングステーション、パターゴルフ場 野と花のゾーン、花のプロムナードゾーン：展望広場、バラ園

第3 管理の基本的内容

本公園の管理に係る基本的な内容は、次のとおりです。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 本公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務
- (2) 本公園（備品等を含む。）の利活用に関する業務
- (3) スポーツ施設及びレクリエーション施設（以下「スポーツ施設等」という。）の利用の許可及び利用料金に関する業務
- (4) 上記業務に附帯する業務

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間の予定です。

なお、この指定期間は、長野県議会（以下「県議会」という。）の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 利用料金

本公園のスポーツ施設等では、条例第14条に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、長野県の承認を得て指定管理者が定めます。

4 指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で、施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

※原油価格高騰対策分は、各年度の予算の範囲内で別途指定管理料への加算を検討します。

＜参考（原油価格高騰対策分支援実績額）＞

年度	支援額（年額・円）
令和4年度	11,661千円
令和5年度	12,691千円

5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

6 管理の基準等

本公園の管理の基準その他の管理に必要な事項は、仕様書によるものとしますが、主な内容は、次のとおりです。

(1) 休場日

スポーツ施設等の休場日は、次のとおりです。

ただし、やまびこドームにあっては、毎月第3月曜日及びウに掲げる日です。

このほか、参考資料1のとおり、利用の制限や調整を行う場合があります。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得てこれを変更し、また臨時に休場日を設けることができるものとします。

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、火曜日）

イ 休日の翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 利用時間

スポーツ施設等の利用時間は、次のとおりです。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得てこれを変更できるものとします。

区分	利用時間
陸上競技場	午前8時30分から午後9時まで
補助競技場	
球技場	午前8時30分から午後5時まで
相撲競技場	
庭球競技場	午前8時30分から午後9時まで
体育館	午前8時30分から午後10時まで
総合球技場	午前8時30分から午後9時30分まで
芝生グラウンド	午前8時30分から午後5時まで
やまびこドーム	午前8時30分から午後9時30分まで

パターゴルフ場	午前8時30分から午後5時まで
東管理棟	午前8時30分から午後9時30分まで

※陸上競技場では建替え工事、体育館及び庭球競技場では改修工事により現在休止中

(3) 個人情報の保護

本公園を管理するに当たっての個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、仕様書に定めるところにより適正に行うものとします。

7 関係法令等の遵守

本公園の管理に当たっては、次の関係法令を遵守してください。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (4) 長野県都市公園条例（昭和41年条例第23号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）
- (8) その他関係法令

第4 申請の手続

本公園の指定管理者の指定を受けようとするものは、条例第21条の規定により申請しなければなりません。

その申請の手続きは次のとおりです。

1 申請の資格

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する法人等でないこと。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、グループを構成して申請することができます。この場合は、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) グループに適当な名称を設定のうえ、代表となる法人等を選定すること。

(2) グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で申請することはできないものであること。

3 申請方法

申請書その他の提出書類を下記の方法で提出してください。提出期間内必着とします。

【郵送の場合】

第7の4の(1)の提出先まで簡易書留により郵送してください。

なお、郵送後、県からの受取確認連絡をもって受領完了とみなします。

【電子メールの場合】

件名を【松本平広域公園申請書提出】として、申込先へご提出ください。

申込先 長野県庁建設部都市・まちづくり課都市公園係

Email: toshikouen@pref.nagano.lg.jp

なお、メール送信後、県からの受信確認メールをもって受領完了とみなします。

4 提出期間

令和5年7月31日（月）～9月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 提出書類

申請する法人等又はグループ（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることができます。

書類名	様式	提出部数	留意事項
(1) 指定管理者指定申請書	様式1－1	正1副12	
(2) グループ構成員表	様式1－2	正1副12	グループによる申請の場合に提出
(3) 事業計画書	様式2	13	
(4) 法人等の概要	様式3	13	
(5) 誓約書	様式4	正1副12	
(6) 添付書類			
定款又は寄付行為		13	又はこれらに類するもの
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書		正1副12	法人でない場合は、代表者の住民票の写し
貸借対照表及び損益計算書（過去3年度分）		13	法人でない場合は、収支決算書
申請日の属する年度及び翌年度の収支計画書		13	
役員名簿及び履歴書		13	
納税証明書 <u>（未納のない証明）</u>		各正1副12	・法人税（法人でない場合は、所得税）と消費税及び地方消費税（直前の事業年度） ・都道府県民税

6 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- (1) 管理の基本方針（本公園の運営方針や平等な利用を確保するための手法など）
- (2) 地域連携、貢献（地域等との連携や地域の活性化に資する取組、障がい者の就労支援等）
- (3) 収支計画（自主事業を除く）
- (4) 経費の縮減のための取組み

- (5) 公園利活用の促進（本公園の利用促進に向けた取組、本公園の植栽や特徴を活かした行催事計画、利用者のマナー向上に向けた周知・啓発の取組、自主事業の実施計画等）
- (6) 管理業務の実施計画
 - ・ 維持管理業務を適切に行うための手法
 - ・ 管理体制
- ア 職員配置と責任体制
- イ 緊急時の体制
- ウ 利用者の安全対策
- エ 専門知識や技能を向上させる研修体制
- オ 個人情報の保護に対する取組み
- (7) 環境への配慮（環境負荷軽減への配慮）
- (8) 本公園を含む類似施設の管理運営状況

7 指定管理料について

県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。（※）

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)	備 考
令和 6 年度	399,000千円	
令和 7 年度	399,000千円	

（※）実際に支払われる指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。利用料金の改定を行った場合など、年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。

8 留意事項

(1) 無効又は失格

次に掲げる場合には、無効又は失格となることがあります。

- ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合。
- イ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ウ 提出書類に、申請者が記載すべき事項以外の事項が記載されている場合。
- エ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合。
- オ 長野県の職員及び本件関係者に対して、本件申請についての不正な接触の事実が認められた場合。

(2) 重複申請の禁止

申請 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く。）。

(4) 提出書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、長野県は指定管理者の指定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することができます。

(8) ネーミングライツ

本施設の名称は、「長野県松本平広域公園」（愛称「信州スカイパーク」）ですが、施設の知名度、集客力及びサービスの向上や長野県の自主財源を確保するため、ネーミングライツ（※）を導入する可能性があります。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際、指定管理者と県は業務内容等について別途協議を行うこととします。

※ネーミングライツとは、施設命名権であり、施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する権利をいいます。

(9) 競技スポーツゾーンでの改修・建替え工事について

現在、競技スポーツゾーン内で陸上競技場では建替え工事、体育館及び庭球競技場では改修工事を実施しています。体育館については令和7年度（指定管理期間中）より供用開始予定であり、陸上競技場及び庭球競技場は令和8年度より供用開始予定です。体育館、陸上競技場、庭球競技場について、指定管理期間中に供用開始及び供用準備に入るため、指定管理者が行う業務内容等について、一部変更が生じる可能性があります。その際には、指定管理者と県は業務内容等について別途協議を行うこととします。

また、体育館、陸上競技場、庭球競技場の管理内容によって利用料金の設定及び改定が必要となる場合には条例改正を行う可能性があります。その際、資料作成等について協力を依頼する可能性があります。

(10) 利用料金改定について

利用料金の改定に伴う指定管理料の額の調整については、第3の4の規定により、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めるものとします。

なお、指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。

(11) 利用料金減免について

現在、長野県都市公園規則（昭和41年規則第13号）で定める基準により減免を行っていますが、これによる利用料金の収入の減少分は、原則、補填を行いません。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「長野県都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、提出された申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により候補者を選定します。その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位にある者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。なお、最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

ヒアリングを実施する場合の日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する基準は、下記のとおりです。

評価体系	評価項目	審査書類	内 容	配点
運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は施設の設置目的や県の考え方方に合致しているか ・県の施策への協力体制が組まれているか ・平等な利用を確保するための手法がとられているか ・管理業務は安全かつ適切に行うための手法がとられているか ・職員配置と責任体制、緊急時の体制、利用者の安全対策が適切であるか ・職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか ・個人情報の保護に対する取組みは十分か 	20
	法人等の能力	・貸借対照表、損益計算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤（財務状況）は安定しているか ・組織体制（責任の所在）は明確か ・必要な資格要件は備えているか 	10
	地域要件	・登記簿謄本 ・法人等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本・支店・営業所等の事務所の有無 	3
	施設の運営実績	当該施設又は類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設又は類似施設の管理運営（管理運営状況評価により機械的に算定） 	10
	収支計画の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか ・管理業務計画と整合のとれた適切な収支計画であるか ・管理に要する経費は妥当か ・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか） ・経費の縮減に向けた取組みがなされているか 	10
	指定管理料	・事業計画書 ・収支計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に明示した上限価格を下回っているか ・評点 = 配点 × 最低価格 ÷ 応募価格 	10
創意工夫の評価	サービス向上策	・事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の利用促進、魅力の向上及びサービスの向上につながる計画となっているか ・本公園の特徴を活かした利活用の促進、魅力の向上、サービス向上、公園利用者のマナー向上に向けた周知、啓発等が適切になされているか ・通年で楽しめる植栽管理の提案がなされているか ・周知方法に工夫がなされているか ・自主事業の内容が公園の賑わい創出等につながるものとなっているか ・新たなイベント創出につながる取組（広報活動など）がなされているか 	15
	地域との連携や地域貢献度の内容	・法人等の概要 ・事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関等との連携 ・地域における雇用の確保 ・地元企業活用、県産品の利用 ・持続可能で活力ある地域社会の実現（住民との連携、地域の活性化等） 	12

	社会貢献度の内容	・事業計画書	・災害時その他緊急時の対応等 ・本公園内の貴重な資源への配慮及び環境負荷軽減への配慮がされているか ・障害者等の雇用の促進 ・男女共同参画社会の形成に資する取組・その他社会貢献活動	10
	計			100

3 選定結果

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者の指定を受けるものとします。

2 協定の締結

指定管理者と県は、本公園の管理に関し必要な事項等について、協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。

協定の内容は、次のとおりとします。

(1) 基本協定

ア 総括的事項

イ 管理業務計画に関する事項

ウ 公園施設の利用に関する事項

エ 管理経費に関する事項

オ 職員の配置に関する事項

カ 事業の報告及び指導監督に関する事項

キ 指定の取消し若しくは管理業務の停止又は指定期間終了後の措置に関する事項

ク その他必要な事項

(2) 年度協定

ア 管理業務の実施に関する事項

イ 指定管理料に関する事項

ウ その他必要な事項

3 その他

指定管理者の候補者が、指定管理者の指定までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は、指定をせず協定を締結しないことがあります。

(1) 指定管理者の候補者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

(2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 その他

1 説明会の実施

募集に関する説明会を開催しますので、参加希望者は、説明会参加申込書（様式5）により下記4の(2)の連絡先に申し込んでください（ファックス又は電子メールによる提出も可）。

現地を確認したい施設等がある場合は施設名等を記載してください。

なお、参加人数は、1団体（グループ）につき2名までとします。

(1) 開催日時

令和5年8月21日（月）午後1時30分～4時まで

(2) 開催場所

長野県松本平広域公園（集合場所：東管理棟ホール）

(3) 申込期限

令和5年8月17日（木）午後5時まで

2 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

本公園の都市公園台帳、現指定管理に係る協定書

(2) 閲覧場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所

(3) 閲覧期間

令和5年8月3日（木）～9月21日（木）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前8時30分～午後5時15分まで

3 質問事項の受付

(1) 質問方法

令和5年8月3日（木）～8月25日（金）までに、質問書（様式6）に記入のうえ、下記4の(1)の提出先に提出してください（ファックス又は電子メールによる提出も可）。

(2) 回答方法

回答は、ファックス又は電子メールで質問者に直接回答するとともに、令和5年9月1日（金）に長野県のホームページにおいて公表します。

4 連絡先及び申請書等提出先

(1) 〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部都市・まちづくり課都市公園係

担当 木下、飯田

電話 026-235-7296（直通）

ファックス 026-252-7315

E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

(2) 〒390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所維持管理課公園係

担当 中川、大原

電話 0263-40-1981（直通）

ファックス 0263-48-1216

E-mail matsuken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

5 スケジュール

内 容	期 日 又 は 期 間
説明会の開催	令和5年8月21日（月）
質問事項の受付期間	令和5年8月3日（木）～8月25日（金）
質問事項の回答	令和5年9月1日（金）
申請期間	令和5年8月3日（木）～9月21日（木）
予備審査(必要な場合)	令和5年9月（予定）
長野県指定管理者選定委員会	令和5年10月（予定）
選定結果通知	令和5年11月（予定）
長野県議会の議決	令和5年12月（予定）
指定告示	令和5年12月（予定）
協定の締結	令和6年3月（予定）
指定管理者による管理の開始	令和6年4月1日（月）